

新入学生サポーター実施要領

平成 2 1 年 2 月 4 日
高等教育開発推進センター長裁定

（目的）

第 1 新入学生の生活上及び修学上の支援を図るため、新入学生サポーター制度を設ける。

（資格）

第 2 新入学生サポーター（以下、「サポーター」という。）は、原則として第 2 年次に在籍する学生で、高等教育開発推進センター長が学業及び人物ともに優秀であると認める者とする。

（業務）

第 3 サポーターは、高等教育開発推進センター長の指導の下、新入学生の生活上及び修学上の相談に応え、その支援を図るものとする。

（選考）

第 4 サポーターは、公募又は学部の推薦により、高等教育開発推進センター長が各学部・学科の入学人数を勘案の上、必要員数を選考するものとする。

（委嘱）

第 5 サポーターは、高等教育開発推進センター長が委嘱する。

第 6 サポーターの任期は、委嘱年度の 4 月 1 日から前学期末日までとする。

第 7 サポーターには、毎月、所定の謝金を支給する。

（その他）

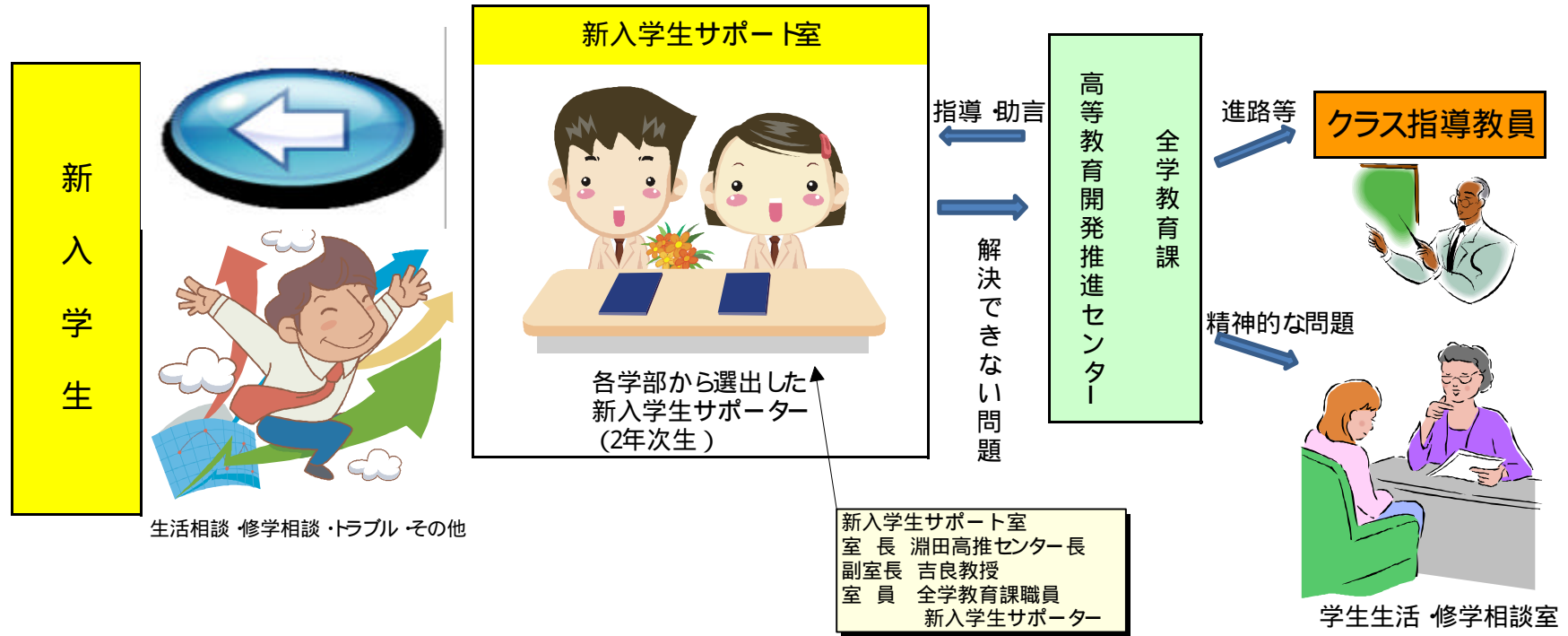
第 8 サポーターに関する事務は、全学教育課で行う。

第 9 この要領に定めるもののほか、サポーターに関し必要な事項は、別に定める。

附 記

この要領は、平成 2 1 年 4 月 1 日から実施する。

在学生を活用した新入学生サポートシステムについて



- 1 各学部から優秀な2年次生を選考し、新入学生サポーターとして委嘱
- 2 伊都全学教育棟に新入学生サポート室を設置し、一定の時間帯にサポーターが待機
- 3 相談したい新入学生は、新入学生サポート室に自由に出入可能